

<p>平成24年度 第1回 埼玉県福祉のまちづくり推進協議会 結果概要</p>
---

- 1 日時 平成24年9月4日(火) 午後2時～4時
- 2 場所 埼玉会館 3C会議室
- 3 出席委員  
高橋委員、野口委員、山根委員、山田委員、大久保委員  
坂本委員、高野委員、鶴岡委員(代理)、吉田委員  
小嶋委員(代理)  
出席：10名(うち代理2名)  
欠席：2名
- 4 配布資料 別添のとおり
- 5 議事
  - (1) 建築物の適合率について
  - (2) 心のバリアフリーのホームページ作成について
  - (3) 「このマークをみたら、心配りを」ポスター掲出について
  - (4) 福祉のまちづくりに関する平成23年度事業実績
  - (5) バリアフリー法の移動円滑化基準の条例化について※ 主な内容は別紙「議事概要」のとおり。
- 6 その他  
傍聴者 4名

## 議事概要

---

---

### 1 建築物の適合率について

---

---

《事務局（建築安全課）》

建築安全課から、資料1に基づき説明した。

《高橋会長》

川口市の神戸さん、いかがでしょうか。

《神戸（小嶋委員代理）》

川口市は平成21年度にバリアフリー基本構想を策定したので、それに基づいた形で継続した整備をしていくことが重要。そのような部分で県と各市町村で調整を図りながら、バリアフリー化の整備を進めていきたい。

---

---

### 2 心のバリアフリーのホームページ作成について

---

---

《事務局（福祉政策課）》

福祉政策課から、資料2に基づき説明した。

《事務局（福祉政策課）》

前回の推進協議会において、ハンドブック『だれもがみんなにやさしいまちにするために』について、坂本委員から児童館の1時間

ぐらいのプログラムを作れば（ハンドブックが）使えるのではないかという話をいただいた。そこで少子政策課の担当に聞いたが、そのようなプログラムを作ってくれるような専門機関についての情報が無かった。もしよろしければ坂本委員から教えていただきたい。

《坂本委員》

新座市には複合施設の中に入っている児童センターがある。ちょうど障害者、高齢者、図書館もあるという所で、そこだとまさにバリアフリーになっているトイレが各階にあったり、駐車場にもマークがあったりする。

そういう意味ではハードがあるので、そういう所が活用してできるなと思う。できたら来年にでも考えてみたいと思う。

---

---

### 3 「このマークをみたら、心配りを」ポスター掲出について

---

---

《事務局（福祉政策課）》

福祉政策課から、資料3に基づき説明し、バス協会にポスター掲示についてお願いした。

《高橋会長》

金川さん、補足はありますか。

《金川（鶴岡委員代理）》

（バスへのポスター掲示について）今年もやらせていただく。よろしくをお願いしたい。

---

---

## 4 福祉のまちづくりに関する平成23年度事業実績について

---

---

### 《事務局》

関係各課から、資料4に基づき説明した。

### 《野口委員》

障害者用駐車場マナーアップキャンペーンのチラシは、どんな人が使えるのかとクエスチョンマークがあって、開けると「車いすや杖を使う人、歩行に困難がある人」とある。これを一番必要としているのは、車いす使用者の方であり、かつご自身で運転する方だと思う。

駐車場も場所によってこの車いす使用者マークではなく、妊婦やベビーカーの方も使えるような駐車場もある。これがないと本当にお困りの方がどんな方なのかということをもう少し明確に提示した方がいいのかと思う。これも少し議論が必要ではないか。

### 《事務局（福祉政策課）》

その辺りの議論というのは、あまり進んでいない。ただ、はっきり決めてしまってもさらに現場では混乱が生じるという面もある。

例えば車いすとは別にベビーカーの専用スペースを設けている所であればあまり問題ないと思うが、それが一緒にされてしまうとやはり困ってしまう。議論を深めていかないといけない。

### 《高野委員》

利用者を明確にすることは逆に混乱をきたすという話があったが、私は野口委員が言うように、きちんと明確にしないから混乱が起これると思っている。というのは、いろいろな所に障害者マークを貼っ

てある車が平然と入っていて、全然関係ない方がそこを使っているというのを何度も見ている。逆に本当に必要な方の駐車場ということを確認にした方がいい。

《高橋会長》

神戸さん、川口市の（思いやり駐車場）制度の現在の運用状況はいかがか。

《神戸（小嶋委員代理）》

県内の川口市と久喜市で、障害者、車いす利用者用の駐車スペースの適正利用の促進のため利用証を発行している。川口市では平成22年1月から開始した。利用証の交付対象としているのは、障害のある方や介護が必要な方、妊産婦の方など。平成22年1月から24年8月の2年半の間に、約2,100強の方が申請した。

（思いやり駐車場のための）協定を川口市と各施設で締結する。公共施設では車いす利用者用の駐車スペースがある所はすべて対象として、思いやり駐車場という看板を設置しているが、民間施設では市から説明をして、この制度を理解していただいた施設と協定書を交わし、民間施設でも思いやり駐車場という看板を設置してもらっている。

今、民間施設は73の施設で利用できる。公共施設が54なので、市内127の施設で利用できる。

県のほうでマナーアップキャンペーンをやっているのはいいのだが、制度自体の目的が意識向上、マナー改善ということなので、県レベル、全国レベルでこういった制度を知ってもらうのが一番の効果があると思っている。ぜひ県レベルで導入を前向きに検討するようお願いしたい。

《福祉政策課長》

県の取り組み状況を説明したい。

障害者の駐車場の利用については、意見が非常に多岐に渡っている。先ほど野口委員からは車いすの方が中心ではないかという話があった。内部障害者の方からも障害者用の駐車場について切実な課題だという御意見もいただいている。

このため本年度、本県では障害者用の駐車場の適正利用に向け、県内13か所のショッピングセンター、病院等をピックアップして駐車場の利用状況の調査をしている。

1つは県内のピックアップした施設の定点の観測調査、他にも利用者の方へアンケート調査なども行なっている。あわせて今日配付したリーフレットを、駐車場利用者に配布し、普及啓発を行なった。

《事務局（福祉政策課）》

前回の協議会でも報告したが、今川口市をはじめとするスーパーマーケット、大型ショッピングセンター、病院等で調査を行なっている。それに合わせて、実際に障害者用の駐車場利用している方、あるいは利用していない方も含めてアンケートを行なっている。

調査を始めたのが3週間ぐらい前なので、調査結果はまだまとまっていない。10月頃にまとめるので、次回の推進協議会で報告し、御意見をいただきたい。

リーフレットの表現は、マナーアップキャンペーンポスターと同じ表現を使わせていただいた。

対象を厳格に決めるということになると、それ相応の議論も必要になるし、大きな問題になるのかなと思う。

《野口委員》

先ほど一番必要とされているのは車いす使用の方、かつ御自身で

運転される方と言ったのは、3.5メートル幅のある駐車場のことで、入口近くにあるという意味ではない。車いす用トイレ、多目的トイレもそうだが、やはりそこでないとできない、使えないという方がいると思う。

私自身も上肢に障害があるし、下肢にも障害があるが、あまり重い物は持てないので、スーパーなども入り口に近いほうがありがたいが、3.5メートルの幅は必要ない。

ですから先ほどは、3.5メートルの幅が必要な方はそういう方であろうと申し上げた。

#### 《高橋会長》

障害者用駐車場の中でも3.5メートル幅が必要な方と必要でない方がいるのかと、そのようにふられやすい。条例でもそうだが、障害者対応の駐車場というのは3.5メートルのものを入口の最も近い所に設ける、できれば屋根を付けるという、それが世界標準になっている。

もしこれに妊婦や他の方を入れるとなると、川口市がやっているような利用証を、全ての障害者用駐車場に適用するかどうかというのは、また様々な考え方がある。(車いす)専用のもは専用とし、利用証を発行して使えるようなものはまた別(の駐車区画)にというやり方がある。また、利用証の範囲を限定している自治体中にはあるが、これも全国的に統一した方が分かりやすいと思う。

マナーとは言うけれど、どういうマナーをすればいいのかとキャンペーンの中でうたわれていかないと少しわかりづらいかもしれない。

(建物出入口に)近い所が必要か、例えば飛行機でもそうだ。上肢障害の人たちは25%の割引は無い。等級によって違う。だから1種でも上肢の悪い人がいて、荷物など買い物でもそうだが、カー

トをそこまで持ってこなければいけない。また、ベビーカーの人が全部必要かと言うと、そうではない。ベビーカーの人はまた事情があって、停める場所をどうするか、安全に通路を確保されていなければいけないなど、そういうこととも関連してくる。

私は川口市が一步先に行なったのは賛同している。今までは埼玉県だけに限らず、東京都、神奈川県、横浜市もそうだが、やりたくない方向で一生懸命調査をする。

調査をするのならこの協議会にかけるべきだと思う。どういう調査をした方がいいか、どういう項目・内容にした方がいいかを議論した方がいいと思う。

今、どんな項目を聞いているのか。対象はどういう人たちに調査をしているのかを教えて欲しい。どれぐらいの件数を確保しようとしているのか。

#### 《事務局（福祉政策課）》

調査については前回の協議会で概略を報告したのだが、内容が固まっていなかった。会長の言う通りもう少し固まった段階で皆様にお諮りすべきだったと考えている。

調査項目は、県内の13か所のスーパーマーケット、ショッピングセンター、病院の障害者用の駐車場に調査員が張り付いて、目視で障害のある方が利用されているのか、それとも健常の方が利用されているのか、例えば「〇時〇分からこういう方が使った」という調査を行なっている。

それにあわせて、駐車場を利用した方、それだけとなるとトラブルになる部分もあるので、それ以外の方も含めて1か所あたり20～30件のアンケートを行っている。「障害者用の駐車場を知っていますか」などフェイスシート（どういう世代の方が、車を運転している目的、普段はどのような交通手段を使っているか）、そのよ

うなことと実際に障害者用の駐車場をご存じか、きちんと使っているか聞いている。

さらにその合間に、来店者にリーフレットを配布している。

《高橋会長》

そうすると目視の部分での使用者調査と、アンケートを配布したりする人は別ということによいか。同時にはできないので。

《事務局（福祉政策課）》

例えば大きなショッピングセンターだと、最大5人ほど調査員が張り付いて、ローテーションで（目視調査やアンケート調査を）分担してやっている。

《高橋会長》

障害者用の駐車場だと、おそらくマークだけではなく何らか書いてあるだろうから、そこで「知っていますか」と聞いてもあまり意味が無い。そうすると一般駐車場でそういうことを聞くような形か。

《事務局（福祉政策課）》

必ずしも障害者用の駐車場の利用者だけではないので、少し離れた所、入口でつかまえてお聞きしている。

《高橋会長》

目視のほうは障害者用の駐車場でやっている。正確を期するのであれば、本当はそこできちんと聞いたほうが良い。「こういう調査をしているのだ」という趣旨を説明して、聞いたほうがもう少し有効にバックデータとして使える形になる。

《事務局（福祉政策課）》

先行事例として東京都が調査したので、そのような状況も確認しながら、今回の調査を設計した。そういう方に直接当たるといのは、現場サイドでトラブルがどうしても生じやすい。調査を実際に実施する会社の方でも、受け入れる施設の方でも受け入れづらいという状況もあって、トラブルがなるべく生じないような調査のやり方ということで、今回の方法を決めた。

《高橋会長》

趣旨をきちんと説明すればトラブルは起きない。そこに間違った人が停めていても、どかしなさいという調査ではないから。

《事務局（福祉政策課）》

おっしゃる通りだと思うが、私どもで聞いた範囲ではトラブルになった事例があった。

《高橋会長》

こちらで遠慮しながら調査してしまうと良い物が出てこない。時間を無駄にしたり、お金を無駄に使ったりする形になってしまう。

《福祉政策課長》

今回の調査結果をふまえて不十分なものがあれば検討していきたい。調査を何か所かお願いしていく中で、調査自体あまり好ましくないということで、協力を得られなかったショッピングセンターもあった。お客様とのトラブルを少し心配しすぎる部分があって、会長から見られると調査が不十分ではないかというご指摘だったと思う。御意見を踏まえて必要なものは検討したいと思うので、御理解いただきたい。

### 《高橋会長》

調査途中であれば、やり方を改善した方がよい。

お店にとっては調査をしなくてもお客様から苦情が出る。そういう苦情をなくす調査をやろうとしているわけだから、建築主、店舗の方にもきちんとその趣旨を理解してもらう必要がある。

例えば山田委員が利用しているスーパーがあるとすると、そういう所を手がかりにやっていくとか。そういうことをしながらしないと、アバウトなデータを入手する形になってしまう。

そして分析しても同じような議論が起こるだろうと思う。車いすユーザー、ベビーカーの方、杖を使う方、明確にわかっている方はいいが、先ほどお話があったように内部障害の方でも「自分はそこじゃなくてもいい」という人は中にはいるかもしれないし、「いえ、そこでないととてもじゃないけど移動が大変だ」という人もいるかもしれない。率直に今起きていることを理解してもらうためにも言っていないと、やはり一步が進まない。

もう少し踏み込んだ形で、丁寧に調査を組み立ててやった方がいいと思う。久喜市や川口市で先駆的に経験している所が、そこが全部うまくいっているわけではないと思うので、そうしたのも対象のケースにしながら、導入を決めるときに他と比較できるよう場所を決めてもよい。また受け入れやすい場所ばかりであれば、そういう結果ばかり出ても、全体的な傾向は把握できないかもしれない。

もう少しこの協議会の場をうまく使って欲しい。わざわざ集まらなくても、何人かの人に聞くなど、方法を考えながらうまく作り上げていきたい。

### 《福祉政策課長》

ありがとうございました。事業展開にあたって今日いただいた意見を念頭に進めたいと思うので、よろしくお願いします。

《高橋会長》

(建築物の)届出の適合状況だが、望ましい基準で整備されているものがいくつとか、認定建築物のものはあるかと思うが、そういうものを把握した数字はあるのか。

国ではバリアフリー法の認定建築物の数は全国的に上がってきている。県の段階ではどうなのか。

《事務局(建築安全課)》

23年度だと県内でバリアフリー法認定数は16件ある。

《高橋会長》

前年度は何件か。

《事務局(建築安全課)》

22年度が6件。さらに21年度だと8件。20年度が13ということで、多少バラツキがある。順調に増えていっているというわけではなさそうである。

《高橋会長》

もう1つのお願いが、今後の課題として28%でも24%でもいいのだが、その適合しているものをピックアップして検証する、事後検証は実際どうなっているのか、完了検査の時に同時にそれが行なえるような体制を作るということを検討できないか。

《事務局(建築安全課)》

わかりました。実際完了検査を行なうようになるのですが、その際にとということですか。

《高橋会長》

適合状況のチェック。レ点が付いているものを本当にそれでどうなのか。先ほどの目視の話があったが、ある程度わかりますよね、かなり・・・。

《事務局（建築安全課）》

はい、検討します。

---

---

## 5 バリアフリー法の移動円滑化基準の条例化について

---

---

《事務局》

福祉政策課、道路政策課及び公園スタジアム課から、資料5に基づき説明した。

《高橋会長》

市町村道はどういう扱いになるのか。

《事務局（道路政策課）》

（条例をつくるのは）それぞれの道路管理者ということになるので、市町村道を管理する道路管理者、つまりそれぞれの市町村が条例を制定する。

---

---

## その他

---

---

### 《事務局（交通政策課）》

今回、駅ホームからの転落防止対策会議を初めて開催した。こちらは川越駅の事件を直接的に受けて、最近の駅ホームからの転落、接触事故の多発に伴って、ホームドアや内方線付点状ブロックの整備など、ハード対策、障害者、高齢者に対する声掛けや、人のサポートなどソフト対策の両面から、駅の安全・安心対策をより効果的に促進するため、行政や鉄道事業者の関係者らと情報共有や情報交換を行なった。

メンバーとして県側からは交通政策課、福祉政策課、障害者福祉推進課、そして県内に路線を有する鉄道事業者ということでJR東日本・大宮支社、高崎支社、東武鉄道、西武鉄道、秩父鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通、首都圏新都市鉄道というメンバー。

また市町村として、政令市のさいたま市、利用者1日10万人以上の乗降利用客のある駅が所在する市町村ということで川越、川口、越谷、蕨、朝霞、和光といった市町村、またソフト対策で駅ボランティアの養成講座も行っている先駆的な市町村の代表として所沢市にも参加いただいた。

第1回目の会議なので、そこで何か決まった、方向性が出たというわけではないが、主にハード対策について転落防止の状況、整備に関する構造面、技術面の課題というようなことについて意見交換した。またソフト対策については、所沢市の駅ボランティアなどについて詳しく説明をいただき、利用者に対する効果的なソフト対策について意見交換、行政への要望なども伺った。

今後は年1回を基本として、テーマに応じて随時開催する予定。

《高橋会長》

第1回ということだが、開催が年1回だとすると、転落についての次の協議の議題はどうなっているのか。

《事務局（交通政策課）》

今後はこちらの施策の方向に基づいて、個別に鉄道事業者と意見交換をしていくという詰めをして、来年の予算などにつなげていきたい。とりあえずこういう形で全員が一堂に会するという予定は、今のところ無い。

《高橋会長》

所沢の駅ボランティアは、ホーム内に入って活動しているのか、それともラチ外か。

《事務局（交通政策課）》

これは養成されたボランティアが常に駅で待機しているものではない。講習会を受けた方が、日常通勤、通学時に人の手を必要とするような、サポートを必要とするような方に対して自発的にやっていくことになる。そのボランティア証を持っていると、駅の改札で見せれば中に入ってサポートすることも可能。

《高橋会長》

ホームのラチ外であればいいのだが、ラチ内に入ってホームの部分だと事故の問題、補償の問題などいろいろある。ボランティア保険もかけているのだろうが。横浜市営地下鉄でやっているのはラチ外。そのため駅ボランティアがラチ内のホームの部分のケアをするとなると、ちょっと。

他に何かありますか。

《山根委員》

議題の中に出なかったが、最近雨も今までに無かったような大雨に遭うことが多い。公の場所を先頭に、改修のときに一緒に屋根付きの駐車場の整備を進めて欲しいと提案したい。

整備基準で盛り込んでもらうのが一番良いが、とりあえず、公の機関、県や市、あるいは大きなスーパーなどからお願いしたい。

《高橋会長》

従前に比べるとかなりできてはいるが。埼玉県の基準、望ましい基準などに入っているか。

《事務局（福祉政策課）》

基準には無いが、ガイドブックでは屋根付きにすると望ましいという形になっている。

《高橋会長》

今回改正した国の建築設計標準も、望ましい基準の中には入れておいた。